

重点施策の取組状況について

- ① 医師会及び精神科医における取組み・・・・・・・・・・ 1 頁
- ② 商工会議所における取組み・・・・・・・・・・ 3 頁
- ③ 労働基準監督署における取組み・・・・・・・・・・ 5 頁
- ④ 公共職業安定所における取組み・・・・・・・・・・ 7 頁
- ⑤ 横須賀三浦地域県政総合センター労働課における取組み・・・・ 9 頁
- ⑥ 民生委員児童委員協議会における取組み・・・・・・・・ 11 頁
- ⑦ NPO 法人 三浦半島地域精神障害者の生活を支える会の
「横須賀こころの電話」受託機関としての取組み・・・・ 13 頁
- ⑧ 教育委員会学校教育課における取組み・・・・・・・・ 15 頁
- ⑨ 教育委員会教育研究所における取組み・・・・・・・・ 18 頁
- ⑩ こども育成部こども青少年支援課における取組み・・・・ 21 頁
- ⑪ こども育成部こども健康課における取組み・・・・・・・・ 24 頁
- ⑫ 市民部市民生活課における取組み・・・・・・・・ 26 頁
- ⑬ 市民部男女共同参画課における取組み・・・・・・・・ 28 頁
- ⑭ 経済部企業誘致推進課における取組み・・・・・・・・ 30 頁
- ⑮ 消防局 消防・救急課における取組み・・・・・・・・ 32 頁
- ⑯ 事務局 長寿社会課における取組み・・・・・・・・ 34 頁
- ⑰ 事務局 健康づくり課における取組み・・・・・・・・ 36 頁

自殺対策重点施策（医師会）

| 重点施策項目 | 現在取り組んでいる事業 | 今後取り組む必要がある事業 |
|---------------------------------|--|--|
| 1 自殺の実態を明らかにする | | |
| ①実態解明のための調査の実施 | | |
| ②情報提供体制の充実 | | |
| ③自殺未遂者、遺族等の実態及び支援方策についての調査の推進 | | |
| ④児童生徒の自殺予防についての調査の推進 | | |
| ⑤うつ病等の精神疾患の病態解明及び診断・治療技術の開発 | | |
| ⑥既存資料の利活用の促進 | | |
| 2 国民一人ひとりの気づきと見守りを促す | | |
| ①自殺予防週間の設定と啓発事業の実施 | | |
| ②児童生徒の自殺予防に資する教育の実施 | | |
| ③うつ病についての普及啓発の推進 | | |
| 3 早期対応の中心的役割を果たす人材を養成する | | |
| ①かかりつけの医師等のうつ病等の精神疾患の診断・治療技術の向上 | 「自殺予防マニュアル」を平成16年に刊行し、医師が常にうつ病を念頭において、早期に診断し適切な治療に結びつけることの重要性を周知 | かかりつけ医に対する「うつ病等」の精神疾患の診断技術・治療技術向上のための研修会の実施（ゲートキーパー） |
| ②教職員に対する普及啓発等の実施 | | |
| ③地域保健スタッフや産業保健スタッフの資質の向上 | | |
| ④介護支援専門員等に対する研修の実施 | | |
| ⑤民生委員・児童委員等への研修の実施 | | |
| ⑥地域でのリーダー養成研修の充実 | | |
| ⑦社会的要因に関連する相談員の資質の向上 | | |
| ⑧遺族等に対応する公的機関の職員の資質の向上 | | |
| ⑨研修資料の開発等 | | |
| ⑩自殺対策従事者への心のケアの推進 | | |
| 4 心の健康づくりを進める | | |
| ①職場におけるメンタルヘルス対策の推進 | | |
| ②地域における心の健康づくり推進体制の整備 | 児童相談所、青少年相談センターへの精神科医の派遣 | |
| ③学校における心の健康づくり推進体制の整備 | 教育委員会及び教育研究所への精神科医の協力 | |
| 5 適切な精神科医療を受けられるようにする | | |
| ①精神科医をサポートする人材の養成など精神科医療体制の充実 | かかりつけ医では対応が困難とされる事例に関して、精神科医会でサポート | かかりつけの医師が「うつ病等の精神疾患」に関する知識の向上を図ることにより、治療にかかる一次的な機能を充実させる |
| ②うつ病の受診率の向上 | | 本人や周りの人が精神科医等の専門家に受診や相談しやすい環境の整備 |

自殺対策重点施策（医師会）

| 重点施策項目 | 現在取り組んでいる事業 | 今後取り組む必要がある事業 |
|------------------------------|--|---|
| ③かかりつけ医等うつ病等の精神疾患の診断・治療技術の向上 | 「自殺予防マニュアル」を平成16年に刊行し、医師が常にうつ病を念頭において、早期に診断し適切な治療に結びつけることの重要性を周知 | かかりつけ医に対する「うつ病等」の精神疾患の診断技術・治療技術向上のための研修会の実施 |
| ④子どもの心の診療体制の整備の推進 | | |
| ⑤うつ病スクリーニングの実施 | | |
| ⑥慢性疾患患者等に対する支援 | | 心理的ケアが実施できるよう、看護師に対する指導・援助 |

6 社会的な取組で自殺を防ぐ

| | | |
|-----------------------------|--|--|
| ①地域における相談体制の充実 | | |
| ②多重債務の相談窓口の整備とセーフティネット融資の充実 | | |
| ③失業者に対する相談窓口の充実等 | | |
| ④経営者に対する相談事業の実施等 | | |
| ⑤法的問題解決のための情報提供の充実 | | |
| ⑥危険な場所、薬品等の規制等 | | |
| ⑦インターネット上の自殺予告事案への対応等 | | |
| ⑧介護者への支援の充実 | | |
| ⑨いじめを苦に自殺した子どもの自殺の予防 | | |
| ⑩報道機関に対する世界保健機関の手引きの周知 | | |

7 自殺未遂者の再度の自殺を防ぐ

| | | |
|----------------------------|--|--|
| ①救急医療施設における精神科医による診療体制等の充実 | | |
| ②家族等の身近な人の見守りに対する支援 | | |

8 遺された人の苦痛を和らげる

| | | |
|------------------------|--|--|
| ①自殺者の遺族のための自助グループの運営支援 | | |
| ②学校、職場での事後対応の促進 | | |
| ③遺族のためのパンフレットの作成・配布の促進 | | |
| ④自殺遺児へのケアの充実 | | |

9 民間団体との連携を強化する

| | | |
|-----------------------|--|--|
| ①民間団体の人材育成に対する支援 | | |
| ②地域における連携体制の確立 | | |
| ③民間団体の電話相談事業に対する支援 | | |
| ④民間団体の先駆的・試行的取組に対する支援 | | |

自殺対策重点施策（商工会議所）

| 重点施策項目 | 現在取り組んでいる事業 | 今後取り組む必要がある事業 |
|---------------------------------|--|--------------------------------|
| 1 自殺の実態を明らかにする | | |
| ①実態解明のための調査の実施 | | |
| ②情報提供体制の充実 | | |
| ③自殺未遂者、遺族等の実態及び支援方策についての調査の推進 | | |
| ④児童生徒の自殺予防についての調査の推進 | | |
| ⑤うつ病等の精神疾患の病態解明及び診断・治療技術の開発 | | |
| ⑥既存資料の利活用の促進 | | |
| 2 国民一人ひとりの気づきと見守りを促す | | |
| ①自殺予防週間の設定と啓発事業の実施 | | |
| ②児童生徒の自殺予防に関する教育の実施 | | |
| ③うつ病についての普及啓発の推進 | | |
| 3 早期対応の中心的役割を果たす人材を養成する | | |
| ①かかりつけの医師等のうつ病等の精神疾患の診断・治療技術の向上 | | |
| ②教職員に対する普及啓発等の実施 | | |
| ③地域保健スタッフや産業保健スタッフの資質の向上 | | |
| ④介護支援専門員等に対する研修の実施 | | |
| ⑤民生委員・児童委員等への研修の実施 | | |
| ⑥地域でのリーダー養成研修の充実 | | |
| ⑦社会的要因に関連する相談員の資質の向上 | | |
| ⑧遺族等に対応する公的機関の職員の資質の向上 | | |
| ⑨研修資料の開発等 | | |
| ⑩自殺対策従事者への心のケアの推進 | | |
| 4 心の健康づくりを進める | | |
| ①職場におけるメンタルヘルス対策の推進 | チラシやパンフレット等による市民への周知 | 労働者の職場におけるメンタルヘルスに関する相談員の知識の向上 |
| ②地域における心の健康づくり推進体制の整備 | | |
| ③学校における心の健康づくり推進体制の整備 | | |
| 5 適切な精神科医療を受けられるようにする | | |
| ①精神科医をサポートする人材の養成など精神科医療体制の充実 | | |
| ②うつ病の受診率の向上 | | |
| ③かかりつけ医等うつ病等の精神疾患の診断・治療技術の向上 | | |
| ④子どもの心の診療体制の整備の推進 | | |
| ⑤うつ病スクリーニングの実施 | 相談を受けた際、うつ病の懸念がある人を把握した場合、当事者の困りに寄り添いながら、可能であれば精神医療機関受診勧奨や保健所への相談につながるような助言を行う | |
| ⑥慢性疾患患者等に対する支援 | | |

自殺対策重点施策（商工会連所）

| 重点施策項目 | 現在取り組んでいる事業 | 今後取り組む必要がある事業 |
|-----------------------------|---|---|
| 6 社会的な取組で自殺を防ぐ | | |
| ①地域における相談体制の充実 | <p>意を決して窓口を訪れた人を「たらい回し」にしてはならない。 人の悩みは多種多様である、悩みを抱えた人やその周りの人が助けを求めた時、速やかにその声を聞き届け、必要な支援を行うとともに他の悩みを抱えていた時には、その関係機関に適切につなぐ</p> | |
| ②多重債務の相談窓口の整備とセーフティネット融資の充実 | <p>相談を受けた際、相談者の抱えている悩みの中に、多重債務に関する問題が含まれていた場合、法律相談につなげる</p> | |
| ③失業者に対する相談窓口の充実等 | | |
| ④経営者に対する相談事業の実施等 | <p>①経営の危機に直面した中小企業を対象とした相談事業を引き続き推進する ②中小企業の一般的な経営相談に対応する相談事業を引き続き推進する ③事業に失敗した人など経済的に困難な状況にある経営者が事業に再チャレンジできるよう支援すべく、早期撤退や新たな事業への再挑戦について専門家による相談対応を行う窓口を設置する</p> | |
| ⑤法的問題解決のための情報提供の充実 | | |
| ⑥危険な場所、薬品等の規制等 | | |
| ⑦インターネット上の自殺予告事案への対応等 | | |
| ⑧介護者への支援の充実 | | |
| ⑨いじめを苦に自殺した子どもの自殺の予防 | | |
| ⑩報道機関に対する世界保健機関の手引きの周知 | | |
| 7 自殺未遂者の再度の自殺を防ぐ | | |
| ①救急医療施設における精神科医による診療体制等の充実 | | |
| ②家族等の身近な人の見守りに対する支援 | | <p>相談窓口で自殺未遂者を把握した場合、本人了解の上で、保健所につなげる</p> |
| 8 選された人の苦痛を和らげる | | |
| ①自殺者の遺族のための自助グループの運営支援 | | |
| ②学校、職場での事後対応の促進 | | |
| ③遺族のためのパンフレットの作成・配布の促進 | | |
| ④自殺遺児へのケアの充実 | | |
| 9 民間団体との連携を強化する | | |
| ①民間団体の人材育成に対する支援 | | |
| ②地域における連携体制の確立 | | |
| ③民間団体の緊急相談事業に対する支援 | | |
| ④民間団体の先駆的・試行的取組に対する支援 | | |

自殺対策重点施策（労働基準監督署）

| 重点施策項目 | 現在取り組んでいる事業 | 今後取り組む必要がある事業 |
|---|--|---|
| <p>1 自殺の実態を明らかにする</p> <p>①実態解明のための調査の実施</p> <p>②情報提供体制の充実</p> <p>③自殺未遂者、遺族等の実態及び支援方策についての調査の推進</p> <p>④児童生徒の自殺予防についての調査の推進</p> <p>⑤うつ病等の精神疾患の病態解明及び診断・治療技術の開発</p> <p>⑥既存資料の利活用の促進</p> | | <p>精神障害による自殺で労災認定された事案の調査結果の活用</p> <p>長時間労働と自殺に関する密接な関連について</p> |
| <p>2 国民一人ひとりの気づきと見守りを促す</p> <p>①自殺予防週間の設定と啓発事業の実施</p> <p>②児童生徒の自殺予防に資する教育の実施</p> <p>③うつ病についての普及啓発の推進</p> | | <p>地域保健活動と産業保健活動の連携による自殺予防への取組みについて</p> <p>問題を抱えた時に、危険な状態に追い込まれないために、 (ア) 自分自身にストレスに気づき (イ) これに対処するための知識、方法を身につけ (ウ) 実践することができるようにストレスに強い心の健康づくりに日頃から努める</p> |
| <p>3 早期対応の中心的役割を果たす人材を養成する</p> <p>①かかりつけの医師等のうつ病等の精神疾患の診断・治療技術の向上</p> <p>②教職員に対する普及啓発等の実施</p> <p>③地域保健スタッフや産業保健スタッフの資質の向上</p> <p>④介護支援専門員等に対する研修の実施</p> <p>⑤民生委員・児童委員等への研修の実施</p> <p>⑥地域でのリーダー養成研修の充実</p> <p>⑦社会的要因に関連する相談員の資質の向上</p> <p>⑧遺族等に対応する公的機関の職員の資質の向上</p> <p>⑨研修資料の開発等</p> <p>⑩自殺対策従事者への心のケアの推進</p> | | <p>①地域産業スタッフや保健スタッフに対し、心の健康に関する知識の向上のための研修</p> <p>②事業所連絡会等情報交換の場の提供</p> <p>相談員にメンタルヘルスについての正しい知識の普及に努め、研修会等積極的に参加する</p> <p>自殺対策従事者への負担の軽減、組織としての対応等</p> |
| <p>4 心の健康づくりを進める</p> <p>①職場におけるメンタルヘルス対策の推進</p> | <p>①「労働者の心の健康の保持増進のための指針」の普及啓発</p> <p>②管理・監督者を始め、労働者に対し、心の健康問題への誤解や偏見をなくすために、正しい知識の普及を行う</p> <p>③産業保健スタッフの資質の向上による相談体制の充実と事業場に対する支援</p> <p>④労働者が職場内で相談しやすい環境整備を図る</p> <p>⑤小規模事業場に対しては、産業保健と地域保険との連携などにより支援を充実させる</p> <p>⑥ストレスの原因となる長時間労働に対する取組み</p> <p>⑦心の病による休職者や自殺未遂者に対し、職場復帰支援（プログラムの策定など）の整備</p> | |

自殺対策重点施策（労働基準監督署）

| 重点施策項目 | 現在取り組んでいる事業 | 今後取り組む必要がある事業 |
|-------------------------------|-------------|--|
| ②地域における心の健康づくり推進体制の整備 | | 心の健康づくりにおける地域保健と産業保健の連携 |
| ③学校における心の健康づくり推進体制の整備 | | |
| 5 適切な精神科医療を受けられるようにする | | |
| ①精神科医をサポートする人材の養成など精神科医療体制の充実 | | |
| ②うつ病の受診率の向上 | | |
| ③かかりつけ医等うつ病等の精神疾患の診断・治療技術の向上 | | |
| ④子どもの心の診療体制の整備の推進 | | |
| ⑤うつ病スクリーニングの実施 | | |
| ⑥慢性疾患患者等に対する支援 | | |
| 6 社会的な取組で自殺を防ぐ | | |
| ①地域における相談体制の充実 | | ①相談窓口の広報 ②意を決して窓口を訪れた人を「たらい回し」にしてはならない。人の悩みは多種多様である、悩みを抱えた人やその周りの人が助けを求めた時、速やかにその声を聞き届け、必要な支援を行うとともに他の悩みを抱えていた時には、その関係機関に適切につなぐ |
| ②多重債務の相談窓口の整備とセーフティネット融資の充実 | | |
| ③失業者に対する相談窓口の充実等 | | |
| ④経営者に対する相談事業の実施等 | | ①経営者のメンタルヘルスに関する知識の向上を図るための講演会や研修の開催 ②経営者のメンタルヘルスに関するチラシ、パンフレットの作成 |
| ⑤法的問題解決のための情報提供の充実 | | 総合労働相談コーナー等相談窓口にも広報 |
| ⑥危険な場所、薬品等の規制等 | | |
| ⑦インターネット上の自殺予告事案への対応等 | | |
| ⑧介護者への支援の充実 | | |
| ⑨いじめを苦に自殺した子どもの自殺の予防 | | |
| ⑩報道機関に対する世界保健機関の手引きの周知 | | |
| 7 自殺未遂者の再度の自殺を防ぐ | | |
| ①救急医療施設における精神科医による診療体制等の充実 | | |
| ②家族等の身近な人の見守りに対する支援 | | |
| 8 遺された人の苦痛を和らげる | | |
| ①自殺者の遺族のための自助グループの運営支援 | | ①職場における事後の対応に関する知識の向上 ②事後対応に関するマニュアルの作成 |
| ②学校、職場での事後対応の促進 | | |
| ③遺族のためのパンフレットの作成・配布の促進 | | |
| ④自殺遺児へのケアの充実 | | |
| 9 民間団体との連携を強化する | | |
| ①民間団体の人材育成に対する支援 | | 地域保健活動と産業保健活動の連携による自殺予防への取組みについて |
| ②地域における連携体制の確立 | | |
| ③民間団体の電話相談事業に対する支援 | | |
| ④民間団体の先駆的・試行的取組に対する支援 | | |

自殺対策重点施策（公共職業安定所）

| 重点施策項目 | 現在取り組んでいる事業 | 今後取り組む必要がある事業 |
|---|-------------|---------------|
| <p>1 自殺の実態を明らかにする</p> <p>①実態解明のための調査の実施</p> <p>②情報提供体制の充実</p> <p>③自殺未遂者、遺族等の実態及び支援方策についての調査の推進</p> <p>④児童生徒の自殺予防についての調査の推進</p> <p>⑤うつ病等の精神疾患の病態解明及び診断・治療技術の開発</p> <p>⑥既存資料の利活用の促進</p> | | |
| <p>2 国民一人ひとりの気づきと見守りを促す</p> <p>①自殺予防週間の設定と啓発事業の実施</p> <p>②児童生徒の自殺予防に資する教育の実施</p> <p>③うつ病についての普及啓発の推進</p> | | |
| <p>3 早期対応の中心的役割を果たす人材を養成する</p> <p>①かかりつけの医師等のうつ病等の精神疾患の診断・治療技術の向上</p> <p>②教職員に対する普及啓発等の実施</p> <p>③地域保健スタッフや産業保健スタッフの資質の向上</p> <p>④介護支援専門員等に対する研修の実施</p> <p>⑤民生委員・児童委員等への研修の実施</p> <p>⑥地域でのリーダー養成研修の充実</p> <p>⑦社会的要因に関連する相談員の資質の向上</p> <p>⑧遺族等に対応する公的機関の職員の資質の向上</p> <p>⑨研修資材の開発等</p> <p>⑩自殺対策従事者への心のケアの推進</p> | | |
| <p>4 心の健康づくりを進める</p> <p>①職場におけるメンタルヘルス対策の推進</p> <p>②地域における心の健康づくり推進体制の整備</p> <p>③学校における心の健康づくり推進体制の整備</p> | | |
| <p>5 適切な精神科医療を受けられるようにする</p> <p>①精神科医をサポートする人材の養成など精神科医療体制の充実</p> <p>②うつ病の受診率の向上</p> <p>③かかりつけ医等うつ病等の精神疾患の診断・治療技術の向上</p> <p>④子どもの心の診療体制の整備の推進</p> <p>⑤うつ病スクリーニングの実施</p> <p>⑥慢性疾患患者等に対する支援</p> | | |

自殺対策重点施策（公共職業安定所）

| 重点施策項目 | 現在取り組んでいる事業 | 今後取り組む必要がある事業 |
|-----------------------------|---|---|
| 6 社会的な取組で自殺を防ぐ | | |
| ①地域における相談体制の充実 | | ①相談窓口の広報 ②意を決して窓口を訪れた人を「たらい回し」にしてはならない。人の悩みは多種多様である、悩みを抱えた人やその周りの人が助けを求めた時、速やかにその声を聞き届け、必要な支援を行うとともに他の悩みを抱えていた時には、その関係機関に適切につなぐ。 |
| ②多重債務の相談窓口の整備とセーフティネット融資の充実 | | |
| ③失業者に対する相談窓口の充実等 | ①ケースに応じて各種雇用対策を推進する。 ②窓口においてきめ細やかな職業相談を実施し、極力安定した雇用への就業が可能となるよう支援する。 | |
| ④経営者に対する相談事業の実施等 | | |
| ⑤法的問題解決のための情報提供の充実 | | |
| ⑥危険な場所、薬品等の規制等 | | |
| ⑦インターネット上の自殺予告事案への対応等 | | |
| ⑧介護者への支援の充実 | | |
| ⑨いじめを苦に自殺した子どもの自殺の予防 | | |
| ⑩報道機関に対する世界保健機関の手引きの周知 | | |
| 7 自殺未遂者の再度の自殺を防ぐ | | |
| ①救急医療施設における精神科医による診療体制等の充実 | | |
| ②家族等の身近な人の見守りに対する支援 | | |
| 8 遺された人の苦痛を和らげる | | |
| ①自殺者の遺族のための自助グループの運営支援 | | |
| ②学校、職場での事後対応の促進 | | |
| ③遺族のためのパンフレットの作成・配布の促進 | | |
| ④自殺遺児へのケアの充実 | | |
| 9 民間団体との連携を強化する | | |
| ①民間団体の人材育成に対する支援 | | |
| ②地域における連携体制の確立 | | |
| ③民間団体の電話相談事業に対する支援 | | |
| ④民間団体の先駆的・試行的取組に対する支援 | | |

自殺対策重点施策（県政総合センター）

| 重点施策項目 | 現在取り組んでいる事業 | 今後取り組む必要がある事業 |
|---|---|---------------|
| <p>1 自殺の実態を明らかにする</p> <p>①実態解明のための調査の実施</p> <p>②情報提供体制の充実</p> <p>③自殺未遂者、遺族等の実態及び支援方策についての調査の推進</p> <p>④児童生徒の自殺予防についての調査の推進</p> <p>⑤うつ病等の精神疾患の病態解明及び診断・治療技術の開発</p> <p>⑥既存資料の利活用の促進</p> | | |
| <p>2 国民一人ひとりの気づきと見守りを促す</p> <p>①自殺予防週間の設定と啓発事業の実施</p> <p>②児童生徒の自殺予防に関する教育の実施</p> <p>③うつ病についての普及啓発の推進</p> | | |
| <p>3 早期対応の中心的役割を果たす人材を養成する</p> <p>①かかりつけの医師等のうつ病等の精神疾患の診断・治療技術の向上</p> <p>②教職員に対する普及啓発等の実施</p> <p>③地域保健スタッフや産業保健スタッフの資質の向上</p> <p>④介護支援専門員等に対する研修の実施</p> <p>⑤民生委員・児童委員等への研修の実施</p> <p>⑥地域でのリーダー養成研修の充実</p> <p>⑦社会的要因に関連する相談員の資質の向上</p> <p>⑧遺族等に対応する公的機関の職員の資質の向上</p> <p>⑨研修資料の開発等</p> <p>⑩自殺対策従事者への心のケアの推進</p> | <p>相談員にメンタルヘルスについての正しい知識の普及に努め、「職場のメンタルヘルス研修会」に交替で参加。</p> | |
| <p>4 心の健康づくりを進める</p> <p>①職場におけるメンタルヘルス対策の推進</p> <p>②地域における心の健康づくり推進体制の整備</p> <p>③学校における心の健康づくり推進体制の整備</p> | <p>①労働者の職場におけるメンタルヘルスに関する相談員の知識の向上</p> <p>②うつ病等の理解に関する講演会や研修の開催</p> <p>③チラシやパンフレット等による市民等への周知として、県労政福祉課作成の「職場のメンタルヘルス対策を進めるために」、「働く人のメンタルヘルス相談のご案内」等を庁舎に配架するとともに、企業訪問時に持参し説明。</p> | |
| <p>5 適切な精神科医療を受けられるようにする</p> <p>①精神科医をサポートする人材の養成など精神科医療体制の充実</p> <p>②うつ病の受診率の向上</p> <p>③かかりつけ医等うつ病等の精神疾患の診断・治療技術の向上</p> <p>④子どもの心の診療体制の整備の推進</p> | | |

自殺対策重点施策（県政総合センター）

| 重点施策項目 | 現在取り組んでいる事業 | 今後取り組む必要がある事業 |
|-----------------------------|--|---|
| ⑤うつ病スクリーニングの実施 | | 相談を受けた際に、うつ病の懸念がある人を把握した場合、個人情報に最大の注意を払い、本人の同意を得て当事者の困り感に寄り添いながら、可能であれば精神医療機関受診勧奨や、保健所への相談につながるような助言を行う |
| ⑥慢性疾患患者等に対する支援 | | |
| 6 社会的な取組で自殺を防ぐ | | |
| ①地域における相談体制の充実 | ①相談窓口の広報 ②意を決して窓口を訪れた人を「たらい回し」にしてはならない。人の悩みは多種多様である、悩みを抱えた人やその周りの人が助けを求めた時、速やかにその声を聞き届け、必要な支援を行うとともに他の悩みを抱えていた時には、その関係機関に適切につなぐ | |
| ②多重債務の相談窓口の整備とセーフティネット融資の充実 | 相談を受けた際、相談者の抱えている悩みの中に、多重債務に関する問題が含まれていた場合、弁護士等の法律相談につなげる | |
| ③失業者に対する相談窓口の充実等 | | |
| ④経営者に対する相談事業の実施等 | 事業に対する融資等について、中小企業経営相談員への相談につなげる。 | |
| ⑤法的問題解決のための情報提供の充実 | | |
| ⑥危険な場所、薬品等の規制等 | | |
| ⑦インターネット上の自殺予告事案への対応等 | | |
| ⑧介護者への支援の充実 | | |
| ⑨いじめを苦に自殺した子どもの自殺の予防 | | |
| ⑩報道機関に対する世界保健機関の手引きの周知 | | |
| 7 自殺未遂者の再度の自殺を防ぐ | | |
| ①救急医療施設における精神科医による診療体制等の充実 | | |
| ②家族等の身近な人の見守りに対する支援 | 相談窓口で自殺未遂者を把握した場合、本人の了解の上で、保健所につなげる | |
| 8 遺された人の苦痛を和らげる | | |
| ①自殺者の遺族のための自助グループの運営支援 | | |
| ②学校、職場での事後対応の促進 | | |
| ③遺族のためのパンフレットの作成・配布の促進 | | |
| ④自殺遺児へのケアの充実 | | |
| 9 民間団体との連携を強化する | | |
| ①民間団体の人材育成に対する支援 | | |
| ②地域における連携体制の確立 | | |
| ③民間団体の電話相談事業に対する支援 | | |
| ④民間団体の先駆的・試行的取組に対する支援 | | |

自殺対策重点施策（民生委員協議会）

| 重点施策項目 | 現在取り組んでいる事業 | 今後取り組む必要がある事業 |
|--|--|---|
| <p>1 自殺の実態を明らかにする</p> <ul style="list-style-type: none"> ①実態解明のための調査の実施 ②情報提供体制の充実 ③自殺未遂者、遺族等の実態及び支援方策についての調査の推進 ④児童生徒の自殺予防についての調査の推進 ⑤うつ病等の精神疾患の病態解明及び診断・治療技術の開発 ⑥既存資料の利活用の促進 | | |
| <p>2 国民一人ひとりの気づきと見守りを促す</p> <ul style="list-style-type: none"> ①自殺予防週間の設定と啓発事業の実施 ②児童生徒の自殺予防に資する教育の実施 ③うつ病についての普及啓発の推進 | | |
| <p>3 早期対応の中心的役割を果たす人材を養成する</p> <ul style="list-style-type: none"> ①かかりつけの医師等のうつ病等の精神疾患の診断・治療技術の向上 ②教職員に対する普及啓発等の実施 ③地域保健スタッフや産業保健スタッフの資質の向上 ④介護支援専門員等に対する研修の実施 ⑤民生委員・児童委員等への研修の実施 ⑥地域でのリーダー養成研修の充実 ⑦社会的要因に関連する相談員の資質の向上 ⑧遺族等に対応する公的機関の職員の資質の向上 ⑨研修資料の開発等 ⑩自殺対策従事者への心のケアの推進 | <ul style="list-style-type: none"> ①住民主体の見守り活動を推進するため心の健康に関する知識の普及啓発の研修をする ②相談機関の連携の必要性についての知識の普及啓発 <p>相談者にメンタルヘルスについての正しい知識の普及に努め、研修会等へ積極的に参加する</p> | |
| <p>4 心の健康づくりを進める</p> <ul style="list-style-type: none"> ①職場におけるメンタルヘルス対策の推進 ②地域における心の健康づくり推進体制の整備 ③学校における心の健康づくり推進体制の整備 | | |
| <p>5 適切な精神科医療を受けられるようにする</p> <ul style="list-style-type: none"> ①精神科医をサポートする人材の養成など精神科医療体制の充実 ②うつ病の受診率の向上 ③かかりつけ医等うつ病等の精神疾患の診断・治療技術の向上 ④子どもの心の診療体制の整備の推進 ⑤うつ病スクリーニングの実施 ⑥慢性疾患患者等に対する支援 | | <p>地域でうつ病の懸念がある人を把握した場合、当事者の困り感に寄り添いながら、可能であれば精神医療機関受診勧奨や保健所への相談につながるような助言を行う</p> |

自殺対策重点施策（民生委員協議会）

| 重点施策項目 | 現在取り組んでいる事業 | 今後取り組む必要がある事業 |
|-----------------------------|---|---------------|
| 6 社会的な取組で自殺を防ぐ | | |
| ①地域における相談体制の充実 | ①相談窓口の広報 ②意を決して窓口を訪れた人を「たらい回し」にしてはならない。人の悩みは多種多様である。悩みを抱えた人やその周りの人が助けを求めた時、速やかにその声を聞き届け、必要な支援を行うとともに他の悩みを抱えていた時には、その関係機関に適切につなぐ。 | |
| ②多重債務の相談窓口の整備とセーフティネット融資の充実 | 相談を受けた際、相談者の抱えている悩みの中に、多重債務に関する問題が含まれていた場合、法律相談につなげる | |
| ③失業者に対する相談窓口の充実等 | | |
| ④経営者に対する相談事業の実施等 | | |
| ⑤法的問題解決のための情報提供の充実 | | |
| ⑥危険な場所、薬品等の規制等 | | |
| ⑦インターネット上の自殺予告事案への対応等 | | |
| ⑧介護者への支援の充実 | | |
| ⑨いじめを苦に自殺した子どもの自殺の予防 | | |
| ⑩報道機関に対する世界保健機関の手引きの周知 | | |
| 7 自殺未遂者の再度の自殺を防ぐ | | |
| ①救急医療施設における精神科医による診療体制等の充実 | | |
| ②家族等の身近な人の見守りに対する支援 | 相談で自殺未遂者を把握した場合、本人了解の上で保健所につなげる | |
| 8 遺された人の苦痛を和らげる | | |
| ①自殺者の遺族のための自助グループの運営支援 | | |
| ②学校、職場での事後対応の促進 | | |
| ③遺族のためのパンフレットの作成・配布の促進 | | |
| ④自殺遺児へのケアの充実 | | |
| 9 民間団体との連携を強化する | | |
| ①民間団体の人材育成に対する支援 | | |
| ②地域における連携体制の確立 | | |
| ③民間団体の電話相談事業に対する支援 | | |
| ④民間団体の先駆的・試行的取組に対する支援 | | |

自殺対策重点施策（支える会）

| 重点施策項目 | 現在取り組んでいる事業 | 今後取り組む必要がある事業 |
|---|---|------------------------------|
| <p>1 自殺の実態を明らかにする</p> <p>①実態解明のための調査の実施</p> <p>②情報提供体制の充実</p> <p>③自殺未遂者、遺族等の実態及び支援方策についての調査の推進</p> <p>④児童生徒の自殺予防についての調査の推進</p> <p>⑤うつ病等の精神疾患の病態解明及び診断・治療技術の開発</p> <p>⑥既存資料の利活用の促進</p> | | |
| <p>2 国民一人ひとりの気づきと見守りを促す</p> <p>①自殺予防週間の設定と啓発事業の実施</p> <p>②児童生徒の自殺予防に資する教育の実施</p> <p>③うつ病についての普及啓発の推進</p> | | 自殺予防週間などに、専用相談時間を設けて実施する |
| <p>3 早期対応の中心的役割を果たす人材を養成する</p> <p>①かかりつけの医師等のうつ病等の精神疾患の診断・治療技術の向上</p> <p>②教職員に対する普及啓発等の実施</p> <p>③地域保健スタッフや産業保健スタッフの資質の向上</p> <p>④介護支援専門員等に対する研修の実施</p> <p>⑤民生委員・児童委員等への研修の実施</p> <p>⑥地域でのリーダー養成研修の充実</p> <p>⑦社会的要因に関連する相談員の資質の向上</p> <p>⑧遺族等に対応する公的機関の職員の資質の向上</p> <p>⑨研修資材の開発等</p> <p>⑩自殺対策従事者への心のケアの推進</p> | 相談者にメンタルヘルスについての正しい知識の普及に努め、研修会等へ積極的に参加する | 電話相談員の研修の工夫を通して、研修資材の開発に寄与する |
| <p>4 心の健康づくりを進める</p> <p>①職場におけるメンタルヘルス対策の推進</p> <p>②地域における心の健康づくり推進体制の整備</p> <p>③学校における心の健康づくり推進体制の整備</p> | | |
| <p>5 適切な精神科医療を受けられるようにする</p> <p>①精神科医をサポートする人材の養成など精神科医療体制の充実</p> <p>②うつ病の受診率の向上</p> <p>③かかりつけ医等うつ病等の精神疾患の診断・治療技術の向上</p> <p>④子どもの心の診療体制の整備の推進</p> <p>⑤うつ病スクリーニングの実施</p> <p>⑥慢性疾患患者等に対する支援</p> | | |

自殺対策重点施策（支える会）

| 重点施策項目 | 現在取り組んでいる事業 | 今後取り組む必要がある事業 |
|-----------------------------|--|----------------------------------|
| 6 社会的な取組で自殺を防ぐ | | |
| ①地域における相談体制の充実 | | |
| ②多重債務の相談窓口の整備とセーフティネット融資の充実 | 相談を受けた際、相談者の抱えている悩みの中に、多重債務に関する問題が含まれている場合、法律相談につなげる | |
| ③失業者に対する相談窓口の充実等 | | |
| ④経営者に対する相談事業の実施等 | | |
| ⑤法的問題解決のための情報提供の充実 | | |
| ⑥危険な場所、薬品等の規制等 | | |
| ⑦インターネット上の自殺予告事案への対応等 | | |
| ⑧介護者への支援の充実 | | |
| ⑨いじめを苦に自殺した子どもの自殺の予防 | | |
| ⑩報道機関に対する世界保健機関の手引きの周知 | | |
| 7 自殺未遂者の再度の自殺を防ぐ | | |
| ①救急医療施設における精神科医による診療体制等の充実 | | |
| ②家族等の身近な人の見守りに対する支援 | | |
| 8 選された人の苦痛を和らげる | | |
| ①自殺者の遺族のための自助グループの運営支援 | | |
| ②学校、職場での事後対応の促進 | | |
| ③遺族のためのパンフレットの作成・配布の促進 | | |
| ④自殺遺児へのケアの充実 | | |
| 9 民間団体との連携を強化する | | |
| ①民間団体の人材育成に対する支援 | ボランティア電話相談員の研修の実施 | 研修のノウハウを市民の中から人材育成に活かす |
| ②地域における連携体制の確立 | | 合同研修や役割分担の協議等、相談機関相互の具体的な連携を進める |
| ③民間団体の電話相談事業に対する支援 | 年中無休の「横須賀こころの電話」を実施 平日：17時～24時、土日祭日：9時～24時 | 市から委託を受けている「横須賀こころの電話」の24時間化を進める |
| ④民間団体の先駆的・試行的取組に対する支援 | | |

自殺対策重点施策（教育委員会 学校教育課）

| 重点施策項目 | 現在取り組んでいる事業 | 今後取り組む必要がある事業 |
|---|--|---|
| <p>1 自殺の実態を明らかにする</p> <p>①実態解明のための調査の実施</p> <p>②情報提供体制の充実</p> <p>③自殺未遂者、遺族等の実態及び支援方策についての調査の推進</p> <p>④児童生徒の自殺予防についての調査の推進</p> <p>⑤うつ病等の精神疾患の病態解明及び診断・治療技術の開発</p> <p>⑥既存資料の利活用の促進</p> | <p>児童生徒の自殺があった場合に、教育委員会、学校による調査を進め、必要に応じて第三者による実態把握を進める。ただし、警察との連携がポイントである。</p> | |
| <p>2 国民一人ひとりの気づきと見守りを促す</p> <p>①自殺予防週間の設定と啓発事業の実施</p> <p>②児童生徒の自殺予防に資する教育の実施</p> <p>③うつ病についての普及啓発の推進</p> | <p>①学校において、体験活動、地域の高齢者等との世代間交流等を活動等を利用するなどして、児童生徒が命の大切さを実感できる教育を推進</p> <p>②児童生徒に対する自殺予防を目的とした教育の実施に向けた環境づくりを進める</p> <p>③メディアリテラシー教育とともに、情報モラル教育及び違法有害情報対策を推進する</p> <p>以上について、多くの学校で道徳や総合の時間で取り組んでいる</p> <p>問題を抱えた時に危険な状態に追い込まれないために、 (ア) 自分自身がストレスに気づき (イ) これに対応するための知識、方法を身につけ (ウ) 実践することができるようにストレスに強い心の健康づくりに日頃から努める</p> <p>以上について、多くの学校で、道徳や総合の時間で取り組んでいる</p> | |
| <p>3 早期対応の中心的役割を果たす人材を養成する</p> <p>①かかりつけの医師等のうつ病等の精神疾患の診断・治療技術の向上</p> <p>②教職員に対する普及啓発等の実施</p> <p>③地域保健スタッフや産業保健スタッフの資質の向上</p> <p>④介護支援専門員等に対する研修の実施</p> | <p>スクールカウンセラーや教育相談員の派遣は行われている</p> <p>①教師の自殺予防や心の健康に関する講演会や研修の実施 ②心の健康に関する知識の向上を目的とした講演会や研修の実施 ③自殺の危険性の高い児童生徒に気づいたときの対応方法などについて普及啓発の実施 ④自殺者の遺児に対するケアも含め、教育相談を担当する教職員の資質向上のための研修の実施</p> | <p>派遣された、スクールカウンセラーや教育相談員について、「ゲートキーパー」として養成する</p> <p>①教師の自殺予防や心の健康に関する講演会や研修の実施 ②心の健康に関する知識の向上を目的とした講演会や研修の実施</p> |

自殺対策重点施策（教育委員会 学校教育課）

| 重点施策項目 | 現在取り組んでいる事業 | 今後取り組む必要がある事業 |
|-------------------------------|---|---|
| ⑤民生委員・児童委員等への研修の実施 | | |
| ⑥地域でのリーダー養成研修の充実 | | |
| ⑦社会的要因に関連する相談員の資質の向上 | 相談者にメンタルヘルスについての正しい知識の普及に努め、研修会等へ積極的に参加する | |
| ⑧遺族等に対応する公的機関の職員の資質の向上 | | |
| ⑨研修資料の開発等 | | |
| ⑩自殺対策従事者への心のケアの推進 | | |
| 4心の健康づくりを進める | | |
| ①職場におけるメンタルヘルス対策の推進 | | |
| ②地域における心の健康づくり推進体制の整備 | | |
| ③学校における心の健康づくり推進体制の整備 | 学校における相談体制の充実 ①保健室やカウンセリングルームなどをより開かれた場として活用 ②養護教諭の行なう保健相談活動を推進 ③スクールカウンセラー、「子どもと親の相談員」の配置により相談体制の充実を図る ④相談時間の確保と周知 | ①事業場として学校の労働安全衛生対策の推進 |
| 5適切な精神科医療を受けられるようにする | | |
| ①精神科医をサポートする人材の養成など精神科医療体制の充実 | | |
| ②うつ病の受診率の向上 | | |
| ③かかりつけ医等うつ病等の精神疾患の診断・治療技術の向上 | | |
| ④子どもの心の診療体制の整備の推進 | | |
| ⑤うつ病スクリーニングの実施 | | |
| ⑥慢性疾患患者等に対する支援 | | |
| 6社会的な取組で自殺を防ぐ | | |
| ①地域における相談体制の充実 | ①相談窓口の広報 | ①意を決して窓口を訪れた人を「たらい回し」にしてはならない。人の悩みは多種多様である、悩みを抱えた人やその周りの人が助けを求めた時、速やかにその声を聞き届け、必要な支援を行うとともに他の悩みを抱えていた時には、その関係機関に適切につなぐ。 |
| ②多重債務の相談窓口の整備とセーフティネット融資の充実 | | |
| ③失業者に対する相談窓口の充実等 | | |
| ④経営者に対する相談事業の実施等 | | |
| ⑤法的問題解決のための情報提供の充実 | | |
| ⑥危険な場所、薬品等の規制等 | | |
| ⑦インターネット上の自殺予告事案への対応等 | | |
| ⑧介護者への支援の充実 | | |

自殺対策重点施策（教育委員会 学校教育課）

| 重点施策項目 | 現在取り組んでいる事業 | 今後取り組む必要がある事業 |
|--|--|---|
| <p>⑨いじめを苦に自殺した子どもの自殺の予防</p> <p>⑩報道機関に対する世界保健機関の手引きの周知</p> | <p>①学級担当、養護教諭等の教師に、 (ア)自殺のサイン等の自殺の危険に気づく教育 (イ)気づいたときの対応方法の教育 について、部分的に行っている</p> | <p>①学校、地域、家庭が連携して、いじめを早期に発見し、適切に対応できる地域ぐるみの体制整備を学校が中心となって発信し始めている</p> |
| <p>7 自殺未遂者の再度の自殺を防ぐ</p> | | |
| <p>①救急医療施設における精神科医による診療体制等の充実</p> <p>②家族等の身近な人の見守りに対する支援</p> | <p>①相談窓口で自殺未遂者を把握した場合、本人了解の上で保健所や児童相談所、保護センターにつなげる ②自殺未遂者及びその周辺の子どものために、必要に応じてカウンセリングにつなげるなどの対応</p> | |
| <p>8 遺された人の苦痛を和らげる</p> | | |
| <p>①自殺者の遺族のための自助グループの運営支援</p> <p>②学校、職場での事後対応の促進</p> <p>③遺族のためのパンフレットの作成・配布の促進</p> <p>④自殺遺児へのケアの充実</p> | <p>①教師に対する事後対応に関する知識の普及。生徒児童・親に対する迅速で手厚い事後対応（早い段階から心のケア） ②事後対応に関するマニュアルの作成</p> <p>自殺者の遺児に対するケアを含め、教育相談を担当する教職員の資質向上のための研修を行う</p> | |
| <p>9 民間団体との連携を強化する</p> | | |
| <p>①民間団体の人材育成に対する支援</p> <p>②地域における連携体制の確立</p> <p>③民間団体の電話相談事業に対する支援</p> <p>④民間団体の先駆的・試行的取組に対する支援</p> | | |

自殺対策重点施策（教育委員会 教育研究所）

| 重点施策項目 | 現在取り組んでいる事業 | 今後取り組む必要がある事業 |
|---|--|---------------|
| <p>1 自殺の実態を明らかにする</p> <p>①実態解明のための調査の実施</p> <p>②情報提供体制の充実</p> <p>③自殺未遂者、遺族等の実態及び支援方策についての調査の推進</p> <p>④児童生徒の自殺予防についての調査の推進</p> <p>⑤うつ病等の精神疾患の病態解明及び診断・治療技術の開発</p> <p>⑥既存資料の利活用の促進</p> | | |
| <p>2 国民一人ひとりの気づきと見守りを促す</p> <p>①自殺予防週間の設定と啓発事業の実施</p> <p>②児童生徒の自殺予防に資する教育の実施</p> <p>③うつ病についての普及啓発の推進</p> | <p>①学校において、体験活動、地域の高齢者等との世代間交流等を活動等を利用するなどして、児童生徒が命の大切さを実感できる教育を推進する</p> <p>②児童生徒に対する自殺予防を目的とした教育の実施に向けた環境づくりを進める</p> <p>③メディアリテラシー教育とともに、情報モラル教育及び違法有害情報対策を推進する</p> | |
| <p>3 早期対応の中心的役割を果たす人材を養成する</p> <p>①かかりつけの医師等のうつ病等の精神疾患の診断・治療技術の向上</p> <p>②教職員に対する普及啓発等の実施</p> <p>③地域保健スタッフや産業保健スタッフの資質の向上</p> <p>④介護支援専門員等に対する研修の実施</p> <p>⑤民生委員・児童委員等への研修の実施</p> <p>⑥地域でのリーダー養成研修の充実</p> <p>⑦社会的要因に関連する相談員の資質の向上</p> <p>⑧遺族等に対応する公的機関の職員の資質の向上</p> <p>⑨研修資料の開発等</p> <p>⑩自殺対策従事者への心のケアの推進</p> | <p>自殺の危険性の高い人を最初に発見する機会が多い学校の教師等を「ゲートキーパー」として養成する</p> | |

| 重点施策項目 | 現在取り組んでいる事業 | 今後取り組む必要がある事業 |
|-------------------------------|---|---------------|
| 4 心の健康づくりを進める | | |
| ①職場におけるメンタルヘルス対策の推進 | | |
| ②地域における心の健康づくり推進体制の整備 | | |
| ③学校における心の健康づくり推進体制の整備 | 学校における相談体制の充実 ①相談時間の確保と周知 | |
| 5 適切な精神科医療を受けられるようにする | | |
| ①精神科医をサポートする人材の養成など精神科医療体制の充実 | | |
| ②うつ病の受診率の向上 | | |
| ③かかりつけ医等うつ病等の精神疾患の診断・治療技術の向上 | | |
| ④子どもの心の診療体制の整備の推進 | | |
| ⑤うつ病スクリーニングの実施 | | |
| ⑥慢性疾患患者等に対する支援 | | |
| 6 社会的な取組で自殺を防ぐ | | |
| ①地域における相談体制の充実 | ①相談窓口の広報 ②窓を決して窓口を訪れた人を「たらい回し」にしてはならない。人の悩みは多種多様である、悩みを抱えた人やその周りの人が助けを求めた時、速やかにその声を聞き届け、必要な支援を行うとともに他の悩みを抱えていた時には、その関係機関に適切につなぐ。 | |
| ②多重債務の相談窓口の整備とセーフティネット融資の充実 | 相談を受けた際、相談者の抱えている悩みの中に、多重債務に関する問題が含まれていた場合、法律相談につなげる | |
| ③失業者に対する相談窓口の充実等 | | |
| ④経営者に対する相談事業の実施等 | | |
| ⑤法的問題解決のための情報提供の充実 | | |
| ⑥危険な場所、薬品等の規制等 | | |
| ⑦インターネット上の自殺予告事案への対応等 | | |
| ⑧介護者への支援の充実 | | |
| ⑨いじめを苦に自殺した子どもの自殺の予防 | ①学校、地域、家庭が連携して、いじめを早期に見出し、適切に対応できる地域ぐるみに体制整備 ②学級担当、養護教諭等の教師に、 (ア) 自殺のサイン等の自殺の危険に気づく教育 (イ) 気づいたときの対応方法の教育 | |
| ⑩報道機関に対する世界保健機関の手引きの周知 | | |

自殺対策重点施策（教育委員会 教育研究所）

| 重点施策項目 | 現在取り組んでいる事業 | 今後取り組む必要がある事業 |
|----------------------------|--|--|
| 7 自殺未遂者の再度の自殺を防ぐ | | |
| ①救急医療施設における精神科医による診療体制等の充実 | | |
| ②家族等の身近な人の見守りに対する支援 | 相談窓口で自殺未遂者を把握した場合、本人了解の上で保健所につなげる | |
| 8 遺された人の苦痛を和らげる | | |
| ①自殺者の遺族のための自助グループの運営支援 | | |
| ②学校、職場での事後対応の促進 | | |
| ③遺族のためのパンフレットの作成・配布の促進 | | |
| ④自殺遺児へのケアの充実 | | |
| 9 民間団体との連携を強化する | | |
| ①民間団体の人材育成に対する支援 | | |
| ②地域における連携体制の確立 | 細かなサインを見逃さないように、フリースクールやフリースペースとの連携を図る | 細かなサインを見逃さないように、フリースクールやフリースペースとの連携の充実 |
| ③民間団体の電話相談事業に対する支援 | | |
| ④民間団体の先駆的・試行的取組に対する支援 | | |

自殺対策重点施策（こども青少年支援課）

| 重点施策項目 | 取り組み事業 | 今後取り組む必要がある事業 |
|---------------------------------|---|---------------|
| 1 自殺の実感を明らかにする | | |
| ①実態解明のための調査の実施 | | |
| ②情報提供体制の充実 | | |
| ③自殺未遂者、遺族等の実態及び支援方策についての調査の推進 | | |
| ④児童生徒の自殺予防についての調査の推進 | | |
| ⑤うつ病等の精神疾患の病態解明及び診断・治療技術の開発 | | |
| ⑥既存資料の利活用の促進 | | |
| 2 国民一人ひとりの気づきと見守りを促す | | |
| ①自殺予防週間の設定と啓発事業の実施 | | |
| ②児童生徒の自殺予防に資する教育の実施 | | |
| ③うつ病についての普及啓発の推進 | | |
| 3 早期対応の中心的役割を果たす人材を養成する | | |
| ①かかりつけの医師等のうつ病等の精神疾患の診断・治療技術の向上 | | |
| ②教職員に対する普及啓発等の実施 | | |
| ③地域保健スタッフや産業保健スタッフの資質の向上 | 地域で活動する保健師や助産師に対し、心の健康問題に関する相談機能を向上させるため、心の健康づくりや自殺予防についての研修に参加する | |
| ④介護支援専門員等に対する研修の実施 | | |
| ⑤民生委員・児童委員等への研修の実施 | DVに対する理解を高めるため、民生委員・児童委員に対し、研修を行っている。 | |
| ⑥地域でのリーダー養成研修の充実 | | |
| ⑦社会的要因に関連する相談員の資質の向上 | | |
| ⑧遺族等に対応する公的機関の職員の資質の向上 | | |
| ⑨研修資料の開発等 | | |
| ⑩自殺対策従事者への心のケアの推進 | | |
| 4 心の健康づくりを進める | | |
| ①職場におけるメンタルヘルス対策の推進 | | |
| ②地域における心の健康づくり推進体制の整備 | 子育て中の親に対し、心の健康に関する知識の普及啓発 | |
| ③学校における心の健康づくり推進体制の整備 | | |

自殺対策重点施策（こども青少年支援課）

| 重点施策項目 | 取り組み事業 | 今後取り組む必要がある事業 |
|-------------------------------|---|---------------|
| 5 適切な精神科医療を受けられるようにする | | |
| ①精神科医をサポートする人材の養成など精神科医療体制の充実 | | |
| ②うつ病の受診率の向上 | | |
| ③かかりつけ医等うつ病等の精神疾患の診断・治療技術の向上 | | |
| ④子どもの心の診療体制の整備の推進 | | |
| ⑤うつ病スクリーニングの実施 | 助産師訪問、子育て相談、療育相談、DV相談、教育相談の際、うつ病の懸念がある人を把握し、医師相談につなげる | |
| ⑥慢性疾患患者等に対する支援 | | |
| 6 社会的な取組で自殺を防ぐ | | |
| ①地域における相談体制の充実 | ①意を決して窓口を訪れた人を「たらい回し」にしてはならない。人の悩みは多種多様である、悩みを抱えた人やその周りの人が助けを求めた時、速やかにその声を聞き届け、必要な支援を行うとともに他の悩みを抱えていた時には、その関係機関に適切につなぐ。 ②子育てやDV防止のための正しい知識の普及啓発及び広報。 | |
| ②多重債務の相談窓口の整備とセーフティネット融資の充実 | | |
| ③失業者に対する相談窓口の充実等 | | |
| ④経営者に対する相談事業の実施等 | | |
| ⑤法的問題解決のための情報提供の充実 | | |
| ⑥危険な場所、薬品等の規制等 | | |
| ⑦インターネット上の自殺予告事案への対応等 | | |
| ⑧介護者への支援の充実 | | |
| ⑨いじめを苦に自殺した子どもの自殺の予防 | | |
| ⑩報道機関に対する世界保健機関の手引きの周知 | | |
| 7 自殺未遂者の再度の自殺を防ぐ | | |
| ①救急医療施設における精神科医による診療体制等の充実 | | |
| ②家族等の身近な人の見守りに対する支援 | ①相談窓口で自殺未遂者を把握した場合、本人了解の上で保健所や児童相談所、保護センター、シェルター等につなげる ②自殺未遂者及びその周辺の子ども達に、必要に応じてカウンセリングにつなげるなどの対応 | |

自殺対策重点施策（こども青少年支援課）

| 重点施策項目 | 取り組み事業 | 今後取り組む必要がある事業 |
|------------------------|--|---------------|
| 8 遺された人の苦痛を和らげる | | |
| ①自殺者の遺族のための自助グループの運営支援 | | |
| ②学校、職場での事後対応の促進 | | |
| ③遺族のためのパンフレットの作成・配布の促進 | | |
| ④自殺遺児へのケアの充実 | 自殺者の遺児に対するケアを含め、教育相談を担当する相談員の資質向上のための研修に参加する | |
| 9 民間団体との連携を強化する | | |
| ①民間団体の人材育成に対する支援 | | |
| ②地域における連携体制の確立 | | |
| ③民間団体の電話相談事業に対する支援 | | |
| ④民間団体の先駆的・試行的取組に対する支援 | DV被害者保護のための、シェルターを運営しているNPO法人に対し、運営の補助金による支援を行っている | |

自殺対策重点施策（こども育成部こども健康課）

| 重点施策項目 | 現在取り組んでいる事業 | 今後取り組む必要がある事業 |
|---|---|---------------|
| <p>1 自殺の実態を明らかにする</p> <p>①実態解明のための調査の実施</p> <p>②情報提供体制の充実</p> <p>③自殺未遂者、遺族等の実態及び支援方策についての調査の推進</p> <p>④児童生徒の自殺予防についての調査の推進</p> <p>⑤うつ病等の精神疾患の病態解明及び診断・治療技術の開発</p> <p>⑥既存資料の利活用の促進</p> | | |
| <p>2 国民一人ひとりの気づきと見守りを促す</p> <p>①自殺予防週間の設定と啓発事業の実施</p> <p>②児童生徒の自殺予防に資する教育の実施</p> <p>③うつ病についての普及啓発の推進</p> | <p>悩みを抱えた青少年が身近なところに、安心して気持ちを吐き出せるよう、電話やメールによる気軽に相談できる環境整備</p> <p>①プレママ、プレパパ教室の中での普及 ②新生児訪問でのエジンバラ質問紙を使用した普及啓発を実施</p> | |
| <p>3 早期対応の中心的役割を果たす人材を養成する</p> <p>①かかりつけの医師等のうつ病等の精神疾患の診断・治療技術の向上</p> <p>②教職員に対する普及啓発等の実施</p> <p>③地域保健スタッフや産業保健スタッフの資質の向上</p> <p>④介護支援専門員等に対する研修の実施</p> <p>⑤民生委員・児童委員等への研修の実施</p> <p>⑥地域でのリーダー養成研修の充実</p> <p>⑦社会的要因に関連する相談員の資質の向上</p> <p>⑧遺族等に対応する公的機関の職員の資質の向上</p> <p>⑨研修資料の開発等</p> <p>⑩自殺対策従事者への心のケアの推進</p> | <p>地域で活動する保健師や助産師に対し、心の健康問題に関する相談機能を向上させるため、心の健康づくりや自殺予防についての研修に参加する</p> <p>相談者にメンタルヘルスについての正しい知識の普及に努め、研修会等へ積極的に参加する</p> | |
| <p>4 心の健康づくりを進める</p> <p>①職場におけるメンタルヘルス対策の推進</p> <p>②地域における心の健康づくり推進体制の整備</p> <p>③学校における心の健康づくり推進体制の整備</p> | <p>業務の中で生まれるストレス等でもえつき症候群等の発生を防ぐため、専門職によるスタッフケアを実施</p> <p>妊娠中や子育て中の親に対し、心の健康に関する知識の普及啓発</p> | |

自殺対策重点施策（こども育成部こども健康課）

| 重点施策項目 | 現在取り組んでいる事業 | 今後取り組む必要がある事業 |
|-------------------------------|---|---------------|
| 5 適切な精神科医療を受けられるようにする | | |
| ①精神科医をサポートする人材の養成など精神科医療体制の充実 | | |
| ②うつ病の受診率の向上 | | |
| ③かかりつけ医等うつ病等の精神疾患の診断・治療技術の向上 | | |
| ④子どもの心の診療体制の整備の推進 | | |
| ⑤うつ病スクリーニングの実施 | 母子訪問、療育相談の際、うつ病の懸念がある人を把握し、医師相談につなげる | |
| ⑥慢性疾患患者等に対する支援 | | |
| 6 社会的な取組で自殺を防ぐ | | |
| ①地域における相談体制の充実 | ①相談窓口の広報 ②意を決して窓口を訪れた人を「たらい回し」にしてはならない。人の悩みは多種多様である、悩みを抱えた人やその周りの人が助けを求めた時、速やかにその声を聞き届け、必要な支援を行うとともに他の悩みを抱えていた時には、その関係機関に適切につなぐ。 | |
| ②多重債務の相談窓口の整備とセーフティネット融資の充実 | | |
| ③失業者に対する相談窓口の充実等 | | |
| ④経営者に対する相談事業の実施等 | | |
| ⑤法的問題解決のための情報提供の充実 | | |
| ⑥危険な場所、薬品等の規制等 | | |
| ⑦インターネット上の自殺予告事案への対応等 | | |
| ⑧介護者への支援の充実 | | |
| ⑨いじめを苦に自殺した子どもの自殺の予防 | | |
| ⑩報道機関に対する世界保健機関の手引きの周知 | | |
| 7 自殺未遂者の再度の自殺を防ぐ | | |
| ①救急医療施設における精神科医による診療体制等の充実 | | |
| ②家族等の身近な人の見守りに対する支援 | | |
| 8 遺された人の苦痛を和らげる | | |
| ①自殺者の遺族のための自助グループの運営支援 | | |
| ②学校、職場での事後対応の促進 | | |
| ③遺族のためのパンフレットの作成・配布の促進 | | |
| ④自殺遺児へのケアの充実 | | |
| 9 民間団体との連携を強化する | | |
| ①民間団体の人材育成に対する支援 | | |
| ②地域における連携体制の確立 | 民生委員や教師等と連携しながら、相談体制の整備として「サポートチーム会議」を必要時開催。 | |
| ③民間団体の電話相談事業に対する支援 | | |
| ④民間団体の先駆的・試行的取組に対する支援 | | |

自殺対策重点施策（市民生活課）

| 重点施策項目 | 現在取り組んでいる事業 | 今後取り組む必要がある事業 |
|---|---|---|
| <p>1 自殺の実態を明らかにする</p> <p>①実態解明のための調査の実施</p> <p>②情報提供体制の充実</p> <p>③自殺未遂者、遺族等の実態及び支援方策についての調査の推進</p> <p>④児童生徒の自殺予防についての調査の推進</p> <p>⑤うつ病等の精神疾患の病態解明及び診断・治療技術の開発</p> <p>⑥既存資料の利活用の促進</p> | | |
| <p>2 国民一人ひとりの気づきと見守りを促す</p> <p>①自殺予防週間の設定と啓発事業の実施</p> <p>②児童生徒の自殺予防に関する教育の実施</p> <p>③うつ病についての普及啓発の推進</p> | | |
| <p>3 早期対応の中心的役割を果たす人材を養成する</p> <p>①かかりつけの医師等のうつ病等の精神疾患の診断・治療技術の向上</p> <p>②教職員に対する普及啓発等の実施</p> <p>③地域保健スタッフや産業保健スタッフの資質の向上</p> <p>④介護支援専門員等に対する研修の実施</p> <p>⑤民生委員・児童委員等への研修の実施</p> <p>⑥地域でのリーダー養成研修の充実</p> <p>⑦社会的要因に関連する相談員の資質の向上</p> <p>⑧遺族等に対応する公的機関の職員の資質の向上</p> <p>⑨研修資材の開発等</p> <p>⑩自殺対策従事者への心のケアの推進</p> | | <p>今後、研修等により相談員として必要なメンタルヘルス等の知識の習得に努めたい。</p> <p>今後、研修等により相談員として必要なメンタルヘルス等の知識の習得に努めたい。</p> |
| <p>4 心の健康づくりを進める</p> <p>①職場におけるメンタルヘルス対策の推進</p> <p>②地域における心の健康づくり推進体制の整備</p> <p>③学校における心の健康づくり推進体制の整備</p> | | |
| <p>5 適切な精神科医療を受けられるようにする</p> <p>①精神科医をサポートする人材の養成など精神科医療体制の充実</p> <p>②うつ病の受診率の向上</p> <p>③かかりつけ医等うつ病等の精神疾患の診断・治療技術の向上</p> <p>④子どもの心の診療体制の整備の推進</p> <p>⑤うつ病スクリーニングの実施</p> <p>⑥慢性疾患患者等に対する支援</p> | <p>相談者がうつ病と思われる場合は、受診や保健所相談を助言している。</p> | |

自殺対策重点施策（市民生活課）

| 重点施策項目 | 現在取り組んでいる事業 | 今後取り組む必要がある事業 |
|-----------------------------|---|----------------------------|
| 6 社会的な取組で自殺を防ぐ | | |
| ①地域における相談体制の充実 | 市民生活相談として実施している。 | |
| ②多重債務の相談窓口の整備とセーフティネット融資の充実 | 市民相談室及び消費生活センターで、多重債務相談を受けて適切に助言を行っている。 | |
| ③失業者に対する相談窓口の充実等 | | |
| ④経営者に対する相談事業の実施等 | | |
| ⑤法的問題解決のための情報提供の充実 | ①「法律相談」を実施している他、他機関も案内している。 ②庁内関係部課による多重債務連絡会議を実施している。 | |
| ⑥危険な場所、薬品等の規制等 | | |
| ⑦インターネット上の自殺予告事案への対応等 | | |
| ⑧介護者への支援の充実 | | |
| ⑨いじめを苦に自殺した子どもの自殺の予防 | | |
| ⑩報道機関に対する世界保健機関の手引きの周知 | | |
| 7 自殺未遂者の再度の自殺を防ぐ | | |
| ①救急医療施設における精神科医による診療体制等の充実 | | |
| ②家族等の身近な人の見守りに対する支援 | | これまで例はないが、把握した場合は保健所につなげる。 |
| 8 退された人の苦痛を和らげる | | |
| ①自殺者の遺族のための自助グループの運営支援 | | |
| ②学校、職場での事後対応の促進 | | |
| ③遺族のためのパンフレットの作成・配布の促進 | | |
| ④自殺遺児へのケアの充実 | | |
| 9 民間団体との連携を強化する | | |
| ①民間団体の人材育成に対する支援 | | |
| ②地域における連携体制の確立 | | |
| ③民間団体の電話相談事業に対する支援 | | |
| ④民間団体の先駆的・試行的取組に対する支援 | | |

自殺対策重点施策（男女共同参画）

| 重点施策項目 | 現在取り組んでいる事業 | 今後取り組む必要がある事業 |
|---|--|---------------|
| 1 自殺の実態を明らかにする ①実態解明のための調査の実施 ②情報提供体制の充実 ③自殺未遂者、遺族等の実態及び支援方策についての調査の推進 ④児童生徒の自殺予防についての調査の推進 ⑤うつ病等の精神疾患の病態解明及び診断・治療技術の開発 ⑥既存資料の利活用の促進 | | |
| 2 国民一人ひとりの気づきと見守りを促す ①自殺予防週間の設定と啓発事業の実施 ②児童生徒の自殺予防に資する教育の実施 ③うつ病についての普及啓発の推進 | | |
| 3 早期対応の中心的役割を果たす人材を養成する ①かかりつけの医師等のうつ病等の精神疾患の診断・治療技術の向上 ②教職員に対する普及啓発等の実施 ③地域保健スタッフや産業保健スタッフの資質の向上 ④介護支援専門員等に対する研修の実施 ⑤民生委員・児童委員等への研修の実施 ⑥地域でのリーダー養成研修の充実 ⑦社会的要因に関連する相談員の資質の向上 ⑧遺族等に対応する公的機関の職員の資質の向上 ⑨研修資材の開発等 ⑩自殺対策従事者への心のケアの推進 | 相談員にメンタルヘルスについての正しい知識の普及に努め、研修会等へ積極的に参加する | |
| 4 心の健康づくりを進める ①職場におけるメンタルヘルス対策の推進 ②地域における心の健康づくり推進体制の整備 ③学校における心の健康づくり推進体制の整備 | | |
| 5 適切な精神科医療を受けられるようにする ①精神科医をサポートする人材の養成など精神科医療体制の充実 ②うつ病の受診率の向上 ③かかりつけ医等うつ病等の精神疾患の診断・治療技術の向上 ④子どもの心の診療体制の整備の推進 ⑤うつ病スクリーニングの実施 ⑥慢性疾患患者等に対する支援 | 相談を受けた際、うつ病の懸念がある人を把握した場合、当事者の困り感に寄り添いながら可能であれば精神医療機関受診勧奨や保健所への相談につながるような助言を行う | |

自殺対策重点施策（男女共同参画）

| 重点施策項目 | 現在取り組んでいる事業 | 今後取り組む必要がある事業 |
|-----------------------------|---|---------------|
| 6 社会的な取組で自殺を防ぐ | | |
| ①地域における相談体制の充実 | ①相談窓口の広報 ②意を決して窓口を訪れた人を「たらい回し」にしてはならない。人の悩みは多種多様である、悩みを抱えた人やその周りの人が助けを求めた時、速やかにその声を聞き届け、必要な支援を行うとともに他の悩みを抱えていた時には、その関係機関に適切につなぐ。 | |
| ②多重債務の相談窓口の整備とセーフティネット融資の充実 | 相談を受けた際、相談者の抱えている悩みの中に、多重債務に関する問題が含まれていた場合、法律相談につなげる | |
| ③失業者に対する相談窓口の充実等 | | |
| ④経営者に対する相談事業の実施等 | | |
| ⑤法的問題解決のための情報提供の充実 | | |
| ⑥危険な場所、薬品等の規制等 | | |
| ⑦インターネット上の自殺予告事案への対応等 | | |
| ⑧介護者への支援の充実 | | |
| ⑨いじめを苦に自殺した子どもの自殺の予防 | | |
| ⑩報道機関に対する世界保健機関の手引きの周知 | | |
| 7 自殺未遂者の再度の自殺を防ぐ | | |
| ①救急医療施設における精神科医による診療体制等の充実 | | |
| ②家族等の身近な人の見守りに対する支援 | 相談窓口で自殺未遂者を把握した場合、本人了解の上で保健所につなげる | |
| 8 遺された人の苦痛を和らげる | | |
| ①自殺者の遺族のための自助グループの運営支援 | | |
| ②学校、職場での事後対応の促進 | | |
| ③遺族のためのパンフレットの作成・配布の促進 | | |
| ④自殺遺児へのケアの充実 | | |
| 9 民間団体との連携を強化する | | |
| ①民間団体の人材育成に対する支援 | | |
| ②地域における連携体制の確立 | | |
| ③民間団体の電話相談事業に対する支援 | | |
| ④民間団体の先駆的・試行的取組に対する支援 | | |

自殺対策重点施策（企業誘致推進課）

| 重点施策項目 | 現在取り組んでいる事業 | 今後取り組む必要がある事業 |
|---|-------------|----------------------|
| 1 自殺の実態を明らかにする ①実態解明のための調査の実施 ②情報提供体制の充実 ③自殺未遂者、遺族等の実態及び支援方策についての調査の推進 ④児童生徒の自殺予防についての調査の推進 ⑤うつ病等の精神疾患の病態解明及び診断・治療技術の開発 ⑥既存資料の利活用の促進 | | |
| 2 国民一人ひとりの気づきと見守りを促す ①自殺予防週間の設定と啓発事業の実施 ②児童生徒の自殺予防に資する教育の実施 ③うつ病についての普及啓発の推進 | | |
| 3 早期対応の中心的役割を果たす人材を養成する ①かかりつけの医師等のうつ病等の精神疾患の診断・治療技術の向上 ②教職員に対する普及啓発等の実施 ③地域保健スタッフや産業保健スタッフの資質の向上 ④介護支援専門員等に対する研修の実施 ⑤民生委員・児童委員等への研修の実施 ⑥地域でのリーダー養成研修の充実 ⑦社会的要因に関連する相談員の資質の向上 ⑧遺族等に対応する公的機関の職員の資質の向上 ⑨研修資料の開発等 ⑩自殺対策従事者への心のケアの推進 | | |
| 4 心の健康づくりを進める ①職場におけるメンタルヘルス対策の推進 ②地域における心の健康づくり推進体制の整備 ③学校における心の健康づくり推進体制の整備 | | チラシやパンフレット等による市民への周知 |
| 5 適切な精神科医療を受けられるようにする ①精神科医をサポートする人材の養成など精神科医療体制の充実 ②うつ病の受診率の向上 ③かかりつけ医等うつ病等の精神疾患の診断・治療技術の向上 ④子どもの心の診療体制の整備の推進 ⑤うつ病スクリーニングの実施 ⑥慢性疾患患者等に対する支援 | | |

自殺対策重点施策（企業誘致推進課）

| 重点施策項目 | 現在取り組んでいる事業 | 今後取り組む必要がある事業 |
|-----------------------------|--|---------------|
| 6 社会的な取組で自殺を防ぐ | | |
| ①地域における相談体制の充実 | | |
| ②多重債務の相談窓口の整備とセーフティネット融資の充実 | | |
| ③失業者に対する相談窓口の充実等 | | |
| ④経営者に対する相談事業の実施等 | ①経営の危機に直面した中小企業を対象とした相談事業を引き続き推進する ②中小企業の一般的な経営相談に対応する相談事業を引き続き推進する について、商工振興課にて実施 | |
| ⑤法的問題解決のための情報提供の充実 | | |
| ⑥危険な場所、薬品等の規制等 | | |
| ⑦インターネット上の自殺予告事案への対応等 | | |
| ⑧介護者への支援の充実 | | |
| ⑨いじめを苦に自殺した子どもの自殺の予防 | | |
| ⑩報道機関に対する世界保健機関の手引きの周知 | | |
| 7 自殺未遂者の再度の自殺を防ぐ | | |
| ①救急医療施設における精神科医による診療体制等の充実 | | |
| ②家族等の身近な人の見守りに対する支援 | | |
| 8 遺された人の苦痛を和らげる | | |
| ①自殺者の遺族のための自助グループの運営支援 | | |
| ②学校、職場での事後対応の促進 | | |
| ③遺族のためのパンフレットの作成・配布の促進 | | |
| ④自殺遺児へのケアの充実 | | |
| 9 民間団体との連携を強化する | | |
| ①民間団体の人材育成に対する支援 | | |
| ②地域における連携体制の確立 | | |
| ③民間団体の電話相談事業に対する支援 | | |
| ④民間団体の先駆的・試行的取組に対する支援 | | |

自殺対策重点施策（消防局）

| 重点施策項目 | 現在取り組んでいる事業 | 今後取り組む必要がある事業 |
|---|-----------------------------|---|
| 1 自殺の実態を明らかにする ①実態解明のための調査の実施 ②情報提供体制の充実 ③自殺未遂者、遺族等の実態及び支援方策についての調査の推進 ④児童生徒の自殺予防についての調査の推進 ⑤うつ病等の精神疾患の病態解明及び診断・治療技術の開発 ⑥既存資料の利活用の促進 | | |
| 2 国民一人ひとりの気づきと見守りを促す ①自殺予防週間の設定と啓発事業の実施 ②児童生徒の自殺予防に資する教育の実施 ③うつ病についての普及啓発の推進 | | |
| 3 早期対応の中心的役割を果たす人材を養成する ①かかりつけの医師等のうつ病等の精神疾患の診断・治療技術の向上 ②教職員に対する普及啓発等の実施 ③地域保健スタッフや産業保健スタッフの資質の向上 ④介護支援専門員等に対する研修の実施 ⑤民生委員・児童委員等への研修の実施 ⑥地域でのリーダー養成研修の充実 ⑦社会的要因に関連する相談員の資質の向上 ⑧遺族等に対応する公的機関の職員の資質の向上 ⑨研修資料の開発等 ⑩自殺対策従事者への心のケアの推進 | 業務目標において救急現場での接遇能力の向上をあげている | ①自殺未遂者や関係者に対する対応マニュアルの作成 ②消防職員の現場での接遇能力の向上 |
| 4 心の健康づくりを進める ①職場におけるメンタルヘルス対策の推進 ②地域における心の健康づくり推進体制の整備 ③学校における心の健康づくり推進体制の整備 | | |
| 5 適切な精神科医療を受けられるようにする ①精神科医をサポートする人材の養成など精神科医療体制の充実 ②うつ病の受診率の向上 ③かかりつけ医等うつ病等の精神疾患の診断・治療技術の向上 ④子どもの心の診療体制の整備の推進 ⑤うつ病スクリーニングの実施 ⑥慢性疾患患者等に対する支援 | | |

自殺対策重点施策（消防局）

| 重点施策項目 | 現在取り組んでいる事業 | 今後取り組む必要がある事業 |
|---------------------------------|-------------|---------------|
| 6 社会的な取組で自殺を防ぐ | | |
| ①地域における相談体制の充実 | | |
| ②多重債務の相談窓口の整備とセーフティネット 融資の充実 | | |
| ③失業者に対する相談窓口の充実等 | | |
| ④経営者に対する相談事業の実施等 | | |
| ⑤法的問題解決のための情報提供の充実 | | |
| ⑥危険な場所、薬品等の規制等 | | |
| ⑦インターネット上の自殺予告事案への対応等 | | |
| ⑧介護者への支援の充実 | | |
| ⑨いじめを苦に自殺した子どもの自殺の予防 | | |
| ⑩報道機関に対する世界保健機関の手引きの周知 | | |
| 7 自殺未遂者の再度の自殺を防ぐ | | |
| ①救急医療施設における精神科医による診療体制等の 充実 | | |
| ②家族等の身近な人の見守りに対する支援 | | |
| 8 遺された人の苦痛を和らげる | | |
| ①自殺者の遺族のための自助グループの運営支援 | | |
| ②学校、職場での事後対応の促進 | | |
| ③遺族のためのパンフレットの作成・配布の促進 | | |
| ④自殺遺児へのケアの充実 | | |
| 9 民間団体との連携を強化する | | |
| ①民間団体の人材育成に対する支援 | | |
| ②地域における連携体制の確立 | | |
| ③民間団体の電話相談事業に対する支援 | | |
| ④民間団体の先駆的・試行的取組に対する支援 | | |

自殺対策重点施策（長寿社会課）

| 重点施策項目 | 現在取り組んでいる事業 | 今後取り組む必要がある事業 |
|---|--|---|
| <p>1 自殺の実態を明らかにする</p> <p>① 実態解明のための調査の実施</p> <p>② 情報提供体制の充実</p> <p>③ 自殺未遂者、遺族等の実態及び支援方策についての調査の推進</p> <p>④ 児童生徒の自殺予防についての調査の推進</p> <p>⑤ うつ病等の精神疾患の病態解明及び診断・治療技術の開発</p> <p>⑥ 既存資料の利活用の促進</p> | | |
| <p>2 国民一人ひとりの気づきと見守りを促す</p> <p>① 自殺予防週間の設定と啓発事業の実施</p> <p>② 児童生徒の自殺予防に関する教育の実施</p> <p>③ うつ病についての普及啓発の推進</p> | <p>高齢者とその介護者に対するうつ病の認識、受診の啓発を促進する</p> | |
| <p>3 早期対応の中心的役割を果たす人材を養成する</p> <p>① かかりつけの医師等のうつ病等の精神疾患の診断・治療技術の向上</p> <p>② 教職員に対する普及啓発等の実施</p> <p>③ 地域保健スタッフや産業保健スタッフの資質の向上</p> <p>④ 介護支援専門員等に対する研修の実施</p> <p>⑤ 民生委員・児童委員等への研修の実施</p> <p>⑥ 地域でのリーダー養成研修の充実</p> <p>⑦ 社会的要因に関連する相談員の資質の向上</p> <p>⑧ 遺族等に対応する公的機関の職員の資質の向上</p> <p>⑨ 研修資料の開発等</p> <p>⑩ 自殺対策従事者への心のケアの推進</p> | | <p>介護事業従事者の研修等の際に、心の健康づくりや自殺予防に関する知識の普及を図る。</p> |
| <p>4 心の健康づくりを進める</p> <p>① 職場におけるメンタルヘルス対策の推進</p> <p>② 地域における心の健康づくり推進体制の整備</p> <p>③ 学校における心の健康づくり推進体制の整備</p> | | |
| <p>5 適切な精神科医療を受けられるようにする</p> <p>① 精神科医をサポートする人材の養成など精神科医療体制の充実</p> <p>② うつ病の受診率の向上</p> <p>③ かかりつけ医等うつ病等の精神疾患の診断・治療技術の向上</p> <p>④ 子どもの心の診療体制の整備の推進</p> <p>⑤ うつ病スクリーニングの実施</p> <p>⑥ 慢性疾患患者等に対する支援</p> | <p>介護予防事業の一環としての基本チェックリストの結果をうつ病の一次スクリーニングとして活用し、うつ状態にある者を早期に発見し、適切な相談につなげるための体制の整備を図る</p> | |

自殺対策重点施策（長寿社会課）

| 重点施策項目 | 現在取り組んでいる事業 | 今後取り組む必要がある事業 |
|-----------------------------|---|--|
| 6 社会的な取組で自殺を防ぐ | | |
| ①地域における相談体制の充実 | | ①相談員の心の健康に関する知識の向上 ②窓を決して窓口を訪れた人を「たらい回し」にしてはならない。人の悩みは多種多様であり、悩みを抱えた人やその周りの人が助けを求めた時、速やかにその声を聞き届け、必要な支援を行うとともに、他の悩みを抱えていた時は、その相談機関に適切につなぐ ③相談窓口の広報 |
| ②多重債務の相談窓口の整備とセーフティネット融資の充実 | 相談を受けた際、相談者の抱えている悩みの中に、多重債務に関する問題が含まれていた場合、法律相談につなげる | |
| ③失業者に対する相談窓口の充実等 | | |
| ④経営者に対する相談事業の実施等 | | |
| ⑤法的問題解決のための情報提供の充実 | | |
| ⑥危険な場所、薬品等の規制等 | | |
| ⑦インターネット上の自殺予告事案への対応等 | | |
| ⑧介護者への支援の充実 | ①高齢者を介護する者の負担を軽減するため、ケアマネジャー及び、地域包括支援センターその他関係機関等との連携協力の整備 ②介護者に対する相談等が円滑に実施されるよう、相談業務等に従事する職員の確保や資質の向上 ③高齢者の自殺者の多くが家族と同居しており、生前、家族の看護や介護の負担をかけていることに配慮していると考えられる言動がみられることから、次の偏見をなくす取組み (ア) 歳をとったら問題を抱えて気分が落ち込んでも当然だ (イ) 老い先短いお年寄りが死を選ぶのも仕方がない ④家族などの周りの人が不眠等のうつ病のサインに気づいたときの対応 | |
| ⑨いじめを苦に自殺した子どもの自殺の予防 | | |
| ⑩報道機関に対する世界保健機関の手引きの周知 | | |
| 7 自殺未遂者の再度の自殺を防ぐ | | |
| ①救急医療施設における精神科医による診療体制等の充実 | | |
| ②家族等の身近な人の見守りに対する支援 | 相談窓口で自殺未遂者を把握した場合、本人了解の上で、保健所につなげる | |
| 8 遺された人の苦痛を和らげる | | |
| ①自殺者の遺族のための自助グループの運営支援 | | |
| ②学校、職場での事後対応の促進 | | |
| ③遺族のためのパンフレットの作成・配布の促進 | | |
| ④自殺遺児へのケアの充実 | | |
| 9 民間団体との連携を強化する | | |
| ①民間団体の人材育成に対する支援 | | |
| ②地域における連携体制の確立 | 自殺対策連絡協議会を通じて、公的機関、民間機関等の連携を図る | |
| ③民間団体の電話相談事業に対する支援 | | |
| ④民間団体の先駆的・試行的取組に対する支援 | | |

自殺対策重点施策（健康づくり課）

| 重点施策項目 | 現在取り組んでいる事業 | 今後取り組む必要がある事業 | 取組状況 |
|---|---|---|--|
| <p>1 自殺の実態を明らかにする</p> <p>①実態解明のための調査の実施</p> <p>②情報提供体制の充実</p> <p>③自殺未遂者、遺族等の実態及び支援方策についての調査の推進</p> <p>④児童生徒の自殺予防についての調査の推進</p> <p>⑤うつ病等の精神疾患の病態解明及び診断・治療技術の開発</p> <p>⑥既存資料の利活用の促進</p> | | <p>「自殺予防総合対策センター」（東京・小平市）が今年度から実施する聞き取りによる実態調査結果を見極めたうえで、検討する</p> <p>「自殺予防総合対策センター」（東京・小平市）が今年度から実施する聞き取りによる実態調査結果を見極めたうえで、横須賀市における実態調査の必要性及び有効な支援方策について検討していく</p> <p>①神奈川県警察が保有する自殺統計資料について、横須賀市内分の抽出が可能かどうか調査する ②関係機関が保有する自殺資料の有無について調査する</p> | <p>「神奈川県における自殺の統計分析」が平成20年9月頃に発表予定 その内容を確認した上で、横須賀市の自殺傾向を分析</p> <p>「神奈川県における自殺の統計分析」が平成20年9月頃に発表予定 その内容を確認した上で、横須賀市の自殺傾向を分析</p> <p>神奈川県警より、警察が把握する自殺者に関するデータを公表し、精神保健福祉センターにより統計を作成し、平成20年10月に、横須賀市内3警察ごとの自殺者の統計がもらえる予定。</p> |
| <p>2 国民一人ひとりの気づきと見守りを促す</p> <p>①自殺予防週間の設定と啓発事業の実施</p> <p>②児童生徒の自殺予防に資する教育の実施</p> <p>③うつ病についての普及啓発の推進</p> | <p>①市民に対する自殺予防週間の周知（講演会、チラシ・パンフレットの作成、「広報よこすか」や「FM湘南ブルー」等による広報、街頭キャンペーン） ②啓発としては、命の大切さや自殺の危険を示すサインの周知及び危険に気づいたときの対応方法（専門家につなげる）について、市民の理解を促進する</p> <p>市民に対し、うつ病に関する正しい知識の普及啓発（チラシ・パンフレット） ①自ら心の不調に気づき、適切に対処ができるようにすること ②自分の身近なところでうつ病のサインや自殺を考えている人が発している自殺のサインに気づいたときの対応の仕方について、市民一人ひとりが自らの役割を理解できるように分かりやすく示す ③問題を抱えた時に危険な状態に追込まれないために、 （ア）自分自身がストレスに気づき （イ）これに対処するための知識、方法を身に付け （ウ）実践することができるようストレスに強い心の健康づくりに日頃から努める （エ）困った時は誰かに助けを求める事が適切な方法であることの周知 （オ）危険な精神状態になる前に、時には弱音を吐いてもいいのだという雰囲気作りにより、ストレスの緩和が促進されたり、自殺の予防にも効果を発揮することが期待される</p> | <p>①自殺の実態を広く伝え（自殺者数の公表他）による偏見をなくす（「自殺を語るができる死」となる環境に変えていく） ②自殺予防に関する標語の募集</p> | <p>「よこすか心のホットライン」（改訂版）に、平成18年中の自殺者数等を掲載</p> |

自殺対策重点施策（健康づくり課）

| 重点施策項目 | 現在取り組んでいる事業 | 今後取り組む必要がある事業 | 取組状況 |
|---------------------------------|--|--|--|
| 3 早期対応の中心的役割を果たす人材を養成する | | | |
| ①かかりつけの医師等のうつ病等の精神疾患の診断・治療技術の向上 | | | |
| ②教職員に対する普及啓発等の実施 | | | |
| ③地域保健スタッフや産業保健スタッフの資質の向上 | | ①保健師等の地域保健スタッフを対象に、心の健康問題に関する相談機能の向上を図るため、心の健康づくりや自殺予防についての研修を行い、うつ病や自殺を考えている人のサインに気づき、適切な対応をとることができる人材を育てる ②自殺対策の企画立案等に携われる行政職員の養成 ③自殺対策で相談者からの深い悩みや心の傷について触れ、強いストレスにさらされる行政職の従事者の心のケアに配慮する | 研修等を実施するため、21年度予算要求 |
| ④介護支援専門員等に対する研修の実施 | 介護支援専門員を対象に、心の健康問題に関する相談機能の向上を図るため、介護事業従事者の研修等の機会を積極的に活用し、心の健康づくりや自殺予防についての研修を行い、うつ病や自殺を考えている人のサインに気づき、適切な対応をとることができる人材を育てよう、担当課と協力体制をとる | | |
| ⑤民生委員・児童委員等への研修の実施 | | 民生委員・児童委員を対象に心の健康問題に関する相談機能を向上を図るため、心の健康づくりや自殺予防についての研修を行い、うつ病や自殺を考えている人のサインに気づき、適切な対応をとることができる人材を育てる | 研修等を実施するため、21年度予算要求 |
| ⑥地域でのリーダー養成研修の充実 | | | |
| ⑦社会的要因に関連する相談員の資質の向上 | | 消費生活相談員、商工会議所の経営相談員、ハローワークの相談員等を対象にメンタルヘルスについての正しい知識の普及を行う | 研修等を実施するため、21年度予算要求 |
| ⑧遺族等に対応する公的機関の職員の資質の向上 | | 警察官、消防局職員、救急病院職員を対象に、適切な遺族対応に関する知識の普及を促進に協力する | 自殺未遂者・自殺者親族等のケアに関する検討会報告書（平成20年3月）を参考に、遺族対応のガイドラインの作成方法を検討 |
| ⑨研修資料の開発等 | | | |
| ⑩自殺対策従事者への心のケアの推進 | | 自殺対策従事者への心の健康を維持するための知識の普及啓発（相談機関関係者対象の健康づくりに関する研修の開催） | こころの健康づくり教室にて心の健康を維持するための講演会を開催 |
| 4 心の健康づくりを進める | | | |
| ①職場におけるメンタルヘルス対策の推進 | | 小規模事業場に対する支援として、産業保健（三浦半島地域産業保健センター）と連携して事業場に対する支援を実施 | 研修等を実施するため、21年度予算要求 |
| ②地域における心の健康づくり推進体制の整備 | ①保健所における心の健康問題に関する相談機能の向上 ②地域における高齢者心の健康づくりための体制の整備を図る。 | 心の健康づくりにおける地域保健と産業保健（三浦半島地域産業保健センター）との連携 | 研修等を実施するため、21年度予算要求 |
| ③学校における心の健康づくり推進体制の整備 | | | |

自殺対策重点施策（健康づくり課）

| 重点施策項目 | 現在取り組んでいる事業 | 今後取り組む必要がある事業 | 取組状況 |
|-------------------------------|--|---|------|
| 5 適切な精神科医療を受けられるようにする | | | |
| ①精神科医をサポートする人材の養成など精神科医療体制の充実 | | | |
| ②うつ病の受診率の向上 | ①うつ病についての正しい知識の普及を図り、うつ病に対する偏見をなくすための普及啓発を行うとともに、精神疾患、精神科医療に対する偏見をなくす ②本人や周りの人が精神科医等の専門家に受診や相談しやすい環境整備をしていくための普及啓発 | | |
| ③かかりつけ医等うつ病等の精神疾患の診断・治療技術の向上 | | | |
| ④子どもの心の診療体制の整備の推進 | | | |
| ⑤うつ病スクリーニングの実施 | ①相談を受けた際、うつ病の懸念がある人を把握した場合、当事者の困り感に寄り添いながら、可能であれば精神科医療機関受診勧奨につなげる ②市民健診、健康教室、健康相談の機会を活用することにより、地域でうつ病の懸念がある人を、専門の相談窓口や医師相談につなげる | | |
| ⑥慢性疾患患者等に対する支援 | 難病やエイズの相談を受けた際に、うつ病の懸念がある人を把握した場合、当事者の困り感に寄り添いながら、可能であれば精神科医療機関受診勧奨や、保健所健康づくり課精神保健担当への相談につながるような助言を行う | | |
| 6 社会的な取組で自殺を防ぐ | | | |
| ①地域における相談体制の充実 | ①自殺の危険を示すサインとその対応方法、相談窓口の分かりやすい一覧表等を掲載した住民向け自殺予防のためのパンフレット等の作成・配布 ②関係機関・団体のネットワークを構築する（横須賀市自殺対策連絡協議会） | 意を決して窓口を訪れた人を「たらい回し」にしてはならない。人の悩みは多種多様であり、悩みを抱えた人やその周りの人が助けを求めてきた時、速やかにその声を聞き届け必要な支援を行うとともに、他の悩みを抱えていた時には、その関係機関に適切につなぐ | |
| ②多重債務の相談窓口の整備とセーフティネット融資の充実 | 相談を受けた際に、相談者の抱えている悩みの中に多重債務に関する問題が含まれていた場合、法律相談につなげる | | |
| ③失業者に対する相談窓口の充実等 | | | |
| ④経営者に対する相談事業の実施等 | | | |
| ⑤法的問題解決のための情報提供の充実 | ①相談機関連携用及び市民向け相談機関一覧冊子の拡充（内容の改訂、相談機関の補充） ②広報への掲載 | | |
| ⑥危険な場所、薬品等の規制等 | | | |
| ⑦インターネット上の自殺予告事案への対応等 | | | |

自殺対策重点施策（健康づくり課）

| 重点施策項目 | 現在取り組んでいる事業 | 今後取り組む必要がある事業 | 取組状況 |
|----------------------------|--|--|---|
| ⑩介護者への支援の充実 | | | |
| ⑩いじめを苦に自殺した子どもの自殺の予防 | | | |
| ⑩報道機関に対する世界保健機関の手引きの周知 | | | |
| 7 自殺未遂者の再度の自殺を防ぐ | | | |
| ①救急医療施設における精神科医による診療体制等の充実 | | | |
| ②家族等の身近な人の見守りに対する支援 | ①自殺の原因となる社会的要因に関する各種相談機関とのネットワークの構築 ②相談機関が未遂者を把握した場合、本人の同意を得た上で、保健所は保健師等による自殺未遂者に対し相談体制の充実を図る | 自殺未遂を起こした人が退院した際、地域で関係機関で支えるための医療保健福祉のネットワークの構築を図り、継続的なケアができる体制の整備 | 1次・2次・3次救急を持つ医療機関に「よこすか心のホットライン」と「命の大切さ」を伝えるメッセージを置き、未遂者へ配布 |
| 8 遺された人の苦痛を和らげる | | | |
| ①自殺者の遺族のための自助グループの運営支援 | ①保健所の遺族への相談体制の充実 ②自助グループへの支援 | 国から示される予定の「自殺者親族等のケアに関するガイドラインの作成の指針」を受け、遺族等のケアに関するガイドラインを作成する | 自殺未遂者・自殺者親族等のケアに関する検討会報告書（平成20年3月）を参考に、遺族対応のガイドラインを作成 |
| ②学校、職場での事後対応の促進 | | | |
| ③遺族のためのパンフレットの作成・配布の促進 | | 地方公共団体による各種相談窓口の一覧表、民間団体の連絡先を掲載したパンフレットを作成し、遺族と接する機会の多い関係機関等で配布 | 「自死遺族支えあいの会」のご案内を、横須賀市内3警察に置いていただくよう依頼 窓口サービス課にて、死亡届提出時に市民に配布 するご案内に相談機関一覧や「自死遺族支えあいの会」等のご案内を掲載する 「よこすか心のホットライン」を関係機関窓口を設置し、市民等へ配布 |
| ④自殺遺児へのケアの充実 | | | |
| 9 民間団体との連携を強化する | | | |
| ①民間団体の人材育成に対する支援 | | | |
| ②地域における連携体制の確立 | ①相談機関連携用及び市民向け相談機関一覧冊子の拡充（内容の改訂、相談機関の補充） ②自殺対策連絡協議会の開催 | | |
| ③民間団体の電話相談事業に対する支援 | 「横須賀こころの電話」を委託 | | |
| ④民間団体の先駆的・試行的取組に対する支援 | | 地域における取組みを推進するため、民間団体の実施する先駆的・試行的な自殺対策を支援する | |